

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則をここに公布する。

平成19年1月17日

新潟市人事委員会委員長 丸山 正

新潟市人事委員会規則第15号

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年新潟市条例第35号。以下「条例」という。)第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項第3号並びに第9条の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員を派遣できる団体)

第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 財団法人新潟市国際交流協会
- (2) 財団法人新潟市芸術文化振興財団
- (3) 財団法人新潟市開発公社
- (4) 財団法人にいがた産業創造機構
- (5) 財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター
- (6) 財団法人新潟勤労者福祉振興協会
- (7) 財団法人新潟観光コンベンション協会
- (8) 財団法人新潟市都市緑化推進協会
- (9) 財団法人新潟水道サービス
- (10) 財団法人新潟ミートプラント
- (11) 財団法人新潟市体育協会
- (12) 財団法人新潟インダストリアルプロモーションセンター

2 条例第2条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 新潟市土地開発公社
 - (2) 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会
 - (3) 社会福祉法人とよさか福祉会
- (派遣することができない職員等の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

(派遣職員に関する報告)

第4条 条例第9条の規定による報告は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇等及び同項の規定により派遣された職員であって、当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等について行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年1月11日から適用する。